

京都大学	博士（工学）	氏名	谷川 陸
論文題目	眺望都市・京都における風致施策の萌芽と発展に関する歴史的研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、眺望や地形を主眼とした行政指導やデザイン協議に基づく近代京都の風致施策が、都市環境の基盤となる山辺や水辺の保全と創出に果たした役割について歴史的に解明した。すなわち、行政における風致保全の理念や技術、法制度の実体を、新聞資料や歴史資料の調査および図面分析・眺望分析に基づいて実証的に明らかにし、風致施策に基づいて、眺望都市としての京都の都市景観像が誘導されたことを明らかにした。本論文は9章構成となっており、各章の内容および成果は以下の通りである。</p> <p>第1章は序論であり、本研究の背景と目的、手法、位置づけを示した。</p> <p>第2章では、京都三山の索道開発事業に着目し、京都府が風致地区指定以前から、現代の眺望景観保全施策に先駆ける独自の風致保全・指導体制を構築したこと、また、京都三山の眺望保全に重要な役割を果たしたことを解明した。さらに、遊覧施設・娯楽施設の建設による円山公園を起点とした東山一帯の公園化計画が、京都府の指導と市会の議論を経て、市街地からの眺望を保全しつつ和風の遣水庭園を創る計画へ変容した経緯、またその際に、円山公園の設計監督者が武田五一から小川治兵衛へ変更されたことを明らかにした。</p> <p>第3章では、大正期の京都三山における鉄道開発に対する眺望景観保全の実態を、①開発許可申請の手続き、②眺望景観の評価手法、③風致維持の方策、④風致保全の理念、の4つの観点から明らかにした。現代の景観評価に先駆ける眺望景観の評価に基づいた影響評価が実施され、計画調整や建設工法の指導、山地の保全・復旧が行われたことを示し、これらの眺望景観評価の仕組みが後の風致地区制度の運用基盤になったことを明らかにした。</p> <p>第4章では、まちなかの山辺や水辺における開発事業に着目し、風致地区黎明期における京都府の制度運用の実態を解明した。すなわち、風致許可申請書（昭和6-8年、750件）の悉皆的な調査に基づき、京都府による行為許可や行政指導の判断が、市街地や周囲道路等からみた敷地の眺望に基づいて行われていたことを明らかにした。風致委員会答申の取締基準と答申以前の指導内容を比較すると、不許可の規定や建蔽率の指導などについて同様の内容が見られたが、具体的な植栽の記述は基準では概ね省かれていた。そして、それは各開発行為に対して現地調査や敷地の眺望に基づいて適切な指導が行われており、裁量行為の余地を広く残すことが目的であったことを示した。</p> <p>第5章では、風致地区の許可・指導の事例（昭和6-17年1361件）から、三山の山裾部の開発における景観形成の実態を明らかにするとともに、用いられた具体的な技術的方策について明らかにした。許可申請書の内容分析から、12の景観形成・誘導の方策と5つの類型を見出し、昭和初期から現行制度の許可基準に相当する厳格な運用がなされていたことを示した。</p>			

京都大学	博士（工学）	氏名	谷川 陸
<p>第 6 章では、風致地区内における公共事業や大規模建築物における風致の維持と創出の実態を解明した。風致地区内の取締は行政担当者が行い、取締基準などの方針は風致委員会が決定し、一般的な風致基準から外れた案件については個別の協議・調整方法が実施されていることを明らかにした。</p> <p>第 7 章では、昭和 10 年京都大水害後の鴨川改修事業において、京都府が内務省・京都市と連携して独自の協議体制を構築し、風致に配慮した水辺空間の設計を行っていたことを明らかにした。その過程においては、技術者だけでなく風致委員や沿川住民・営業者の意見から風致の具体的な内容を抽出して、デザイン面へ配慮することによって課題解決を図り、鴨川の伝統・文化、水辺の優れた眺望性や近接性、疏水の歴史的価値の継承がなされたことを明らかにした。</p> <p>第 8 章では、京都市風致審議会（昭和 31～46 年度、104 回分）の議論資料の解読から、戦後高度成長期における京都の景観保全施策の展開について、個別案件の議論を含めて明らかにし、その中で風致審議会が果たした役割について明らかにした。現行の風致地区制度は、新都市計画法制定時（1968）に規制内容が標準化されたものであるが、京都市では、事前協議における行政指導や風致審議会における個別案件の審査、新しい法制度（古都保存法、市街地景観条例）の活用によって、眺望保全や和風デザインの指導を継承してきたことを明らかにした。</p> <p>第 9 章は結論であり、本研究で得られた成果をまとめ、今後の課題や展望について整理した。</p>			

氏名	谷川 陸
----	------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、一次史料の詳細な文献調査に基づき、近代以降の京都における風致行政の実態の歴史的展開を明らかにし、眺望都市・京都における風致理念や都市景観の形成メカニズム、関係主体の役割について解明している。本論文の主な成果を以下に示す。

(1) 風致地区指定以前の京都三山の開発と風致保全

東山一帯の近代公園化計画が、京都府の指導と市会の議論を経て、市街地からの眺望を守りつつ和風の遣水庭園をつくる計画へと変容していった経緯を明らかにした。社寺名勝地区の風致保存に関心の高い府知事のもと、京都府は山中の開発の端緒となる索道敷設に許認可を与えず、市街地からみた山容の観望を保存し、崇敬・信仰等の国民精神に与える影響を重要視していた。また、大正期の比叡山、愛宕山、稲荷山における索道開発において、開発規制・行政指導を伴う眺望景観評価の源流ともいえる大正期の京都府の眺望保全の実態を解明した。

(2) 風致地区黎明期の京都府の制度運用

京都では、市街地を圍繞する山地と都市部を流れる河川、寺社仏閣などの景勝地を核として、周辺の平地部を含む広域的な風致地区指定がなされ、まちなかからみた眺望や地形に応じた協議・指導が行われたことを示した。風致許可申請書の悉皆的な調査に基づき、山地や河川の風致保全の実態やその取締基準への反映、また、基準に例外的な風致指導の実態を解明した。加えて、京都大水害後の鴨川改修計画において、水との関係性を保つ河川構造物の風致設計が行われ、都市側の植樹によって山容の眺望と調和する景観形成が図られたことを明らかにした。

(3) 戦後高度成長期における京都市の景観保全施策の展開

戦後の京都市風致審議会での議論から、京都市が伝統的なデザイン協議を継承・発展させてきた歴史的展開を明らかにした。現行の風致地区制度は、都市計画法制定時(1968)に規制内容が標準化、実質緩和されたものであるが、京都市は戦前期から続く眺望保全や和風指導を、事前協議や新しい法令や独自の条例を活用して継承してきたことを明らかにした。

本論文はこれまで未解明であった京都の風致行政の歴史的展開を明らかにし、行政の風致保全の理念や技術・方法、法制度の役割を分析して、現代の景観計画や設計を先駆ける行政指導やデザイン協議の実態を解明した。土木史と都市計画の視点を融合し、多くの歴史資料から困難な現象の解明を行ない、概ね100年にわたる京都の風致行政の実態を明らかにした本研究は、今後のわが国における景観計画の運用と展開を基礎づける研究として、学術および実践上、高く評価することができる。したがって、本論文は博士(工学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和4年2月22日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行って、申請者が博士後期課程学位取得基準を満たしていることを確認し、合格と認めた。

要旨公開可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降

【文書データ作成の注意事項】

1. 文書データの形式

下記のうちのいずれかをお願いします。

○Windows 2000 / ME / XP / VESTA

Microsoft Word

○リッチテキストファイル形式 (rtf 形式)

※なお、これらによりがたい場合は、テキストファイル (E-mail に直接入力されている場合を含む) でもかまいません。

2. 提出方法

メールの添付ファイルとし、附議する研究科会議代議員会議の2週間前までに教務課大学院掛あて送付願います。

○メールアドレス : ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp

なお、教務課に提出いただく際には、メールに以下の項目を付けてください。

○申請者氏名 及び 課程博士・論文博士の別

○調査委員代表者氏名

○調査委員代表者のメールアドレス

〈例〉

申請者氏名	○○ ○○	(課程博士・論文博士の別)
調査委員代表者氏名	◇◇ ◇◇	
調査委員代表者メールアドレス	abcde@fghij.kyoto-u.ac.jp	

文書
ファイル

3. 文書データについての注意事項

外字や特殊文字等、文字化けする可能性のある文字は使用しないでください。

文字ポイントは10.5ポイントを基準とし、半角、1/4角、上付・下付文字を除き、他の大きさの文字は使用しないで